

令和7年6月5日

## オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

| 一連番号 | 件名                 | 場所           | 納期           | 見積り依頼書公表日 | 見積書提出期限 | 見積り合わせの日時 | 防衛省競争参加資格 | 備考 |
|------|--------------------|--------------|--------------|-----------|---------|-----------|-----------|----|
| 1    | 感染性廃棄物回収・運搬・処理ほか2件 | 明野駐屯地<br>医務室 | 7.7.1～8.3.31 | 7.6.5     | 7.6.23  | 7.6.23    |           |    |
|      |                    |              |              |           |         |           |           |    |
|      |                    |              |              |           |         |           |           |    |

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒519-0596  
住所 三重県伊勢市小俣町明野5593-1  
契約機関名(担当 明野駐屯地 総務部会計課(藤田))  
電話番号 0596-37-0111(内線:236)

見 積 書

件名リスト一連番号

見積金額 ￥ 単価

| 品 名            | 規格           | 単位  | 数量                     | 単価 |
|----------------|--------------|-----|------------------------|----|
| 感染性廃棄物回収・運搬・処理 | 仕様書の通り       | 箱   | 10                     |    |
| 廃酸回収・運搬・処理     | 仕様書の通り       | ℓ   | 40                     |    |
| 廃アルカリ回収・運搬・処理  | 仕様書の通り       | ℓ   | 40                     |    |
| 場所             | 陸上自衛隊航空学校医務室 | 納 期 | 令和7年7月1日～<br>令和8年3月31日 |    |
| 契約保証金          | (免除)         |     |                        |    |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。  
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊航空学校  
会計課長 山田 武彦 殿

住 所  
会社名  
代表者  
担当者  
連絡先

# 仕 様 書

|   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 感染性廃棄物回収・運搬・処理<br>廃酸回収・運搬・処理<br>廃アルカリ回収・運搬・処理 | 仕様書番号 | 5KP21CZ0001      |
|   | 作成年月日 | 令和7年5月21日        |
|   | 作成部隊  | 陸上自衛隊航空学校 総務部衛生課 |

## 1 件 名

- (1) 感染性廃棄物回収・運搬・処理
- (2) 廃酸回収・運搬・処理
- (3) 廃アルカリ回収・運搬・処理

## 2 契約期間

令和7年7月1日（日）～令和8年3月31日（火）まで

## 3 発生施設

三重県伊勢市小俣町明野5593-1  
陸上自衛隊明野駐屯地航空学校総務部衛生課

## 4 予定数量（回収規格）

- (1) 感染性廃棄物 1箱×10箱/年 (40Lプラボックス)
- (2) 廃酸 1L×40L/年
- (3) 廃アルカリ 1L×40L/年

## 5 処理対象

- (1) 特別管理廃棄物に該当する以下の感染性廃棄物  
ア 血液等及び吐棄物を含む液体  
イ 感染性病原体に関する診療に用いられたもの  
ウ 感染性病原体に関する検査等に用いられたもの  
エ 医師、歯科医師が感染の恐れがあると判断したもの
- (2) 普通廃棄物に該当する以下の廃酸、廃アルカリ  
ア 廃酸  
定着液  
イ 廃アルカリ  
現像液

## 6 実施要領

- (1) 処理業者は特別管理廃棄物を収集した際官側が必要事項を記入したA票以外のマニフェストを処置する。
- (2) 処理業者は、特別管理廃棄物の収集運搬及び処理が完了した都度、それぞれの段階に応じて処置をしたマニフェストB2票、D票及びE票を官側に速やかに送付する。  
特にマニフェストE票は、廃棄物回収後1ヶ月以内に官側に送付するものとする。
- (3) 処理業者が送付したマニフェストE票を官側の検査官が確認後、役務完了とする。

## 7 特記事項

- (1) 処理業者は、事前に下記の書類を提出する。  
ア 産業廃棄物収集運搬業許可書 1部  
イ 産業廃棄物処分業許可証 1部
- (2) 特別管理廃棄物収集運搬容器は、運搬中内容物が飛散・流出するおそれのない容器とし、官側の要望数を処理業者が準備納入する。
- (3) 特別廃棄物収集運搬容器の受け渡し期限  
ア 空容器の受領  
官側との調整による。  
イ 容器の引渡し  
発注後速やかに
- (4) 特別管理廃棄物の処理は、必要最小限の時間で丁寧に行う。
- (5) 作業を実施する上で当然なすべき事項や処理業者の故意又は過失によって生じた損害については、処理業者で負担する。